

## 「HiConnex サービス利用約款」

本「HiConnex サービス利用約款」(以下「本約款」といいます)は、セレンディップ・ホールディングス株式会社(以下「セレンディップ」といいます)が提供するクラウドサービスである“HiConnex”のサービス(以下本サービスといいます)をご利用されるお客様に適用されるものとし、お客様は、本サービスの利用をお申込みいただいた時点で本約款の内容に同意したものとみなします。なお、本約款の他、本サービスのご利用に関する規約、ガイドライン、ポリシー等についても利用申し込み前に必ず内容をご確認ください。

また、セレンディップの販売代理店がお客様に本サービスを提供する場合には、本契約はお客様とセレンディップの販売代理店との本サービスの提供に関する全ての関係にも適用されます。

また、セレンディップ所定の本サービスの利用申込みに関する書面に署名または記名・押印した行為者がお客様の使用人またはその他代理人である場合、当該行為者は、お客様に効果を帰属させる権限またはその代理権限が与えられていることをお客様は表明し保証するものとし、かつ、その行為はお客様を代理してお客様のために実行され、その効果はお客様に帰属するものとし、

本約款またはその他の規約等の条件に同意いただけない場合は、利用申し込みを中止してください。

### 第 1 条 (定義)

本約款における用語の定義は以下のとおりとします。

1. 「お客様」とは、本約款を承認のうえ、セレンディップ所定の手続に従い本サービスの利用をお申込み、セレンディップによって本サービスの利用を許諾された法人またはそれに準ずる団体をいいます。
2. 「利用ユーザ」とは、お客様の管理のもと、各サービスの利用者としてお客様が設定した個人をいいます。
3. 「ユーザアカウント」とは、各サービスを利用するための権利であって、利用ユーザごとに設定される社員番号またはIDおよびパスワードをいいます。
4. 「本注文書」とは、本約款を同意のうえ、本サービスの申込みを行うための注文書類(申込書その他の添付書類を含みます)で、お客様とセレンディップ(およびお客様とセレンディップの販売代理店の場合を含みます)との間で、随時契約として締結されるものを意味します。本注文書は、本約款を参照することによって、本契約に組み込まれたものとみなされます。
5. 「有料サービス」とは、お客様が本注文書に基づきお申込みされる本サービスで、無料トライアル(第 5 条に記載)に従って提供される本サービスとは区別されるものを意

味します。

6. 「サービスシステム」とは、主として本サービスの用に供することを目的とした設備で、セレンディップが設置するものをいいます。
7. 「テンプレートプログラム」とは、セレンディップまたはセレンディップが別途指定した者から本サービスを通じて提供されるものであって、本サービス上でのみ使用できる各サービスに関する、テンプレートプログラムをいいます。
8. 「情報提供サービス」とは、各サービスの内容の一つであって、セレンディップから提供される各種の情報を閲覧・参照できることを目的としたサービスをいいます。
9. 「販売代理店」とは、セレンディップが提供するサービスを販売する契約をセレンディップと締結した法人またはそれに準ずる団体をいいます。

## 第 2 条（契約の成立等）

1. お客様が、セレンディップ所定の方法で本サービスに申込み(販売代理店を経由して申し込む場合を含む)、セレンディップが当該申込みを承諾のうえお客様に対して通知したときに、本約款に基づく本サービスの提供に関する契約(以下「本契約」といいます)が成立するものとします。なお、当該お客様による申込みからセレンディップの 10 営業日以内にセレンディップおよび販売代理店からお客様に対して通知がない場合には当該申込みは拒絶されたものとみなされます。
2. 本注文書により本サービスに申込み頂くお客様は、本契約を締結する権限を有する一人(またはそれに準ずる団体)であるものとします。
3. お客様は、本注文書について、現在の正確かつ完全な情報を記入するものとし、虚偽の記載を行ってはなりません。また、お客様は、前項に基づきセレンディップに対して本サービスへの申込みを行った後は、セレンディップの事前の書面による承諾なく、申込み内容の変更または撤回はできないものとします。また、本契約成立後においては、第 6 条第 1 項で定める契約期間中、お客様は本契約を解約できず、またいかなる作為または不作為にかかわらず、申込みした本サービス(利用数量など)を削減できないものとします。
4. セレンディップは、お客様による本サービスの申込みについて、各事項等を確認し審査する場合があります。従って、セレンディップは必ずしも申込み順に承諾するものではありません。
5. セレンディップは、各申込みが、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの申込みを承諾しない、または本契約を解除することができるものとします。なお、次の各号のいずれに該当しない場合であっても、セレンディップは、その単独の裁量により、お客様の申込みを承諾しないことができるものとします。
  - (1) 不実の内容にて申込みが行なわれた場合。
  - (2) 当該申込み者が、過去にセレンディップが提供する各サービスにおいて契約上の

義務を怠ったことがある場合または今後も怠るおそれがあるとセレンディップが判断した場合。

(3) 本サービスの継続的な提供が合理的な理由により困難であるとセレンディップが判断した場合。

(4) その他セレンディップが業務の遂行上著しい支障があると判断した場合。

### 第 3 条 (本サービスの利用)

1. セレンディップは、本契約、本約款、本注文書および別途セレンディップが通知する本サービス内容に従い、お客様に対して、日本国内において、非独占的、譲渡不能でかつお客様の内部業務目的でのみ本サービスを利用できる権利を許諾します。
2. セレンディップは、お客様に対し、ユーザアカウントを発行します。お客様は、ユーザアカウントを自己の責任において管理するものとし、第三者に譲渡、貸与その他第三者の利用に供し、または、担保に供する等いかなる処分もしてはなりません。また、お客様のユーザアカウントが第三者に利用されたことによってお客様が損害を被った場合においても、セレンディップは一切責任を負わないものとします。
3. お客様は、本注文書によって購入した本サービスの利用数量を超えて利用する（以下「超過利用」といいます）場合、本サービスの利用数量を追加で購入（以下追加購入した利用数量を「追加購入分」といいます）するものとします。
4. セレンディップは、本サービスの利用に関する一般的取扱方法や制限（本サービスによりお客様のデータが保持される最大日数等を含むがこれに限られません）を設け、またこれらを変更することができるものとします。お客様は、本サービスの利用について、将来提供予定の機能または特徴の提供を条件とするものではなく、また将来提供予定の機能または特徴に関するセレンディップの口頭または書面による対外的なコメントに依存するものではないことに同意するものとします。

### 第 4 条 (利用ユーザ)

1. お客様は、利用ユーザに対しユーザアカウントを設定することができます。そして、利用ユーザとしてユーザアカウントの設定された方が各サービスを利用できるものとします。ただし、その場合、お客様が当該利用ユーザに本約款および規約等の内容を遵守させ、善良なる管理者の注意と義務をもってこれを管理するものとします。利用ユーザが本約款または規約等に違反した場合、セレンディップは、当該違反をお客様による違反とみなすことができるものとします。
2. お客様は、別途セレンディップが書面で承諾した場合を除き、一つのユーザアカウントを複数人で共有して利用させることはできません。

### 第 5 条 (無料トライアル)

1. セレンディップは、お客様に対して本サービスを無料のトライアルとして提供できることとし、当該トライアルの期間（以下「無料トライアル期間」という）は、本注文書に記載された利用開始日から 30 日、またはお客様が本注文書に記載した有料サービスの利用開始日の何れか早く到来する日まで継続します。ただし、無料トライアル期間についてお客様とセレンディップで別途合意した場合はこの限りではないものとします。なお、お客様が本サービスを無料トライアルで利用することを選択し、当該無料トライアル期間内に有料サービスに移行しなかった場合は、本契約は無料トライアル期間の満了と同時に終了するものとします。
2. セレンディップは、お客様が本サービスを無料トライアルで利用される場合、お客様の同意を得ることなく、本サービスの改良その他の事由のために保存データの一部または全部を削除することができるものとします。
3. セレンディップは、お客様が本サービスを無料トライアルで利用する場合、本約款第 14 条で定める保存データの保管義務および第 8 条で定める技術サポート提供等の義務を負わないものとし、本契約に関してセレンディップの帰責事由に起因してお客様が損害を被った場合においても、契約・不法行為またはその他のいかなる責任の理論にかかわらず、セレンディップがお客様に対して一切の責任を負わないものとします。

## 第 6 条（サービスの利用開始日／契約期間）

1. 本契約は、セレンディップがお客様の本注文書による申込みを承諾した時に発効するものとし、その契約期間は、お客様が本注文書に記載した期間とします。ただし、本注文書に別段の定めがある場合を除き、契約期間の期間満了 30 日前までにお客様またはセレンディップが相手方に対して解約の意思表示をしない場合、本契約は自動的に 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 前項にかかわらず、本注文書に記載された初年度の契約期間が 12 か月に満たない場合、初年度後契約期間を 1 年間更新すること必須とし、その後は前項但書に従うものとする事にお客様は同意します。

## 第 7 条（有料サービスの利用料金）

1. お客様は、本注文書に従い、本契約に基づく利用料金を支払うものとします。なお、利用料金は本サービスの申込みに基づき発生するものであり、実際の利用に基づくものではありません。また、お客様からセレンディップに対して支払済みの利用料金については、事由の如何を問わず返金されないものとします。
2. セレンディップは、本注文書に記載のある利用開始日以後にお客様に対し請求を行います。ただし、本注文書に別段の定めがある場合はその限りではありません。本注文書に別段の定めがない限り、請求された料金は、当該利用開始日の翌月末を支払期限とし、契約期間を更新した場合も同様とします。お客様は、契約期間中は、セレンディップに

対し、完全かつ正確な請求情報および連絡先情報を提供し保持する責任を負います。

3. お客様は、追加購入分についてセレンディップが別途提示した期日までに支払うものとします。
4. セレンディップが何れかの請求金額を支払期限までに受領しなかった場合には、セレンディップの判断で、次の何れか、または双方の措置を取ることができます。
  - (1) 当該請求金額に対して、支払期日から支払われる日まで、各月の未払残高に対し年率 14.6%の遅延損害金を加算して請求すること。
  - (2) 前項の定めよりも短期の支払条件を、将来の本契約の更新および本注文書の条件とすること。
5. お客様とセレンディップとの間で他の契約（本契約以外の契約を指します。）が締結されている場合において、お客様が、当該他の契約に基づく金銭債務の履行を 30 日以上遅滞している場合、セレンディップは、当該債務が全額支払われるまで、本サービスを停止することができるものとします。
6. 前各項にかかわらず、お客様が販売代理店を経由し利用料金を支払う場合、利用料金および支払条件はお客様と販売代理店、販売代理店とセレンディップそれぞれで取り決めるものとします。ただし、セレンディップに対して利用料金が支払われた時点で、お客様による利用料金の支払義務が履行されたものとします。

## 第 8 条（技術サポート）

1. セレンディップは、お客様に対して、セレンディップが別途定めるサポートポリシー（Web サイト URL: <https://www.hiconnex.jp/agreement>）の内容および当該 Web サイトに関連するサイトを含みます。以下総称して「サポートポリシー」といいます）に従い、セレンディップ所定の方法で本サービスの技術サポートを提供します。なお、サポートポリシーは、セレンディップの裁量によって変更することができるものとし、技術サポートを提供する時点で有効な最新版が適用されるものとします（URL のアドレス自体の変更をする場合は、変更前にお客様に対してサポートポリシー上に変更後の URL（リンク先）を表示するものとします）。また、お客様は、本サービスの技術的なサポートは、セレンディップのみに連絡するものとし、セレンディップによる技術サポート提供に必要な協力（障害原因の切り分け等を含むがこれに限られない）を行うものとします。
2. セレンディップによる技術サポートは、次の条件を前提に提供するものとします。
  - (1) 本サービスを利用する前提となるお客様のコンピュータの OS（オペレーティング・システム）および前提ソフトウェアが製造元の通常サポート対象となっていること
  - (2) 本サービスの技術サポートをセレンディップから提供する場合において、セレンディップの製品、サービスに起因するかまたはセレンディップの製品、サービス以外の製品・サービス（以下「第三者製品等」といいます）に起因するかの切り分けの

必要性がある場合、お客様はセレンディップに対して、お客様による当該第三者製品等の製造元への問合せ等、切り分けに必要な協力すること。また、技術サポート提供に伴い、お客様が実施されるシステム検証等の費用については、お客様にて負担をすること。

## 第 9 条（財産権）

1. 本サービスに関する著作権その他の知的財産権は、セレンディップまたはセレンディップにソフトウェア、モジュール等の利用を許諾した第三者（以下「原権利者」といいます。）がこれを保持し、セレンディップがお客様に対して本約款により明確に許諾したものを除くすべての権利は、セレンディップまたは原権利者に留保されるものとします。
2. 本約款に記載されている「HiConnex」その他のセレンディップ製品またはサービス等の名称は、セレンディップの商標もしくは登録商標です。

## 第 10 条（テンプレートプログラム等）

1. お客様は、本サービスに基づき、セレンディップまたはセレンディップが指定する者から提供されるテンプレートプログラムに対して複製および改変を行わずに利用するものとします。複製および改変が行われた場合、セレンディップがテンプレートプログラムの動作について一切保証しないことに同意するものとします。
2. テンプレートプログラムの保証については、第 19 条（無保証および免責）に定めるとおりとします。
3. お客様は、本サービスと連携して第三者の提供するプログラムまたはハードウェア等（以下総称して「第三者プログラム等」といいます）を利用する場合（ex.本サービスに関するお客様のデータを当該第三者プログラム等に保存する場合を含むがこれらに限られない）、当該第三者プログラム等および当該第三者プログラム等と本サービスの連携利用に関してお客様が損害を被ったとしてもセレンディップが一切の責任を負わないことに同意するものとします。

## 第 11 条（情報提供サービス）

1. お客様は、次条の範囲内において、本サービスで利用する範囲において情報提供サービスを閲覧・参照できるものとします。ただし、提供時に規約等が設けられている場合またはセレンディップの書面による明示的な許諾がある場合は、当該規約等または当該許諾の内容に従って利用するものとします。
2. 情報提供サービスの保証については、第 19 条（無保証および免責）に定めるとおりとします。
3. 情報提供サービスに関して、お客様が次条を含め本約款の各条項の一に違反した場合、本約款の別段の定めにかかわらず、セレンディップはセレンディップの裁量において、

直ちに本サービスの中断・停止または本契約の解約ができるものとし、かつ、当該違反によりセレンディップに損害が生じた場合にはお客様に対して損害賠償を請求できることをお客様は承諾するものとします。

## 第 12 条 (制限事項)

お客様は、本約款またはセレンディップの書面による事前の承諾により明示的に許諾を受けていない限り、次の各号に該当する行為をしてはなりません。

- (1) 本サービスを自己の内部業務目的以外で利用する行為
- (2) 本サービスあるいは本約款に基づき付与された権利について、許諾範囲を超える利用、許諾、本サービスの複製（本サービスに含まれる情報・コンテンツのダウンロード 等の手段を含むがこれに限られない）・改変、第三者への再使用（利用）許諾、再販、頒布および譲渡等する行為
- (3) インターネット上で本サービスへ「リンク」を貼ること、他のサーバその他のインターネットベースの機器上で本サービスからアクセス可能なコンテンツを「フレーム」すること および「ミラー」する行為
- (4) 本サービスを改ざんまたは消去し、あるいは本サービスを構成するソフトウェアを変更、改良、解析（リバースエンジニアリングを含む。）、逆アセンブルおよび逆コンパイルする行為
- (5) 他者になりすまして本サービスを利用する行為、あるいはパスワード・マイニングその他の手段により、本サービス、他者のアカウントもしくはコンピュータシステム、または本サービスに接続しているネットワークへ未承認アクセスを試みる行為
- (6) セレンディップおよび他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運用に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為
- (7) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信または掲載する行為
- (8) セレンディップまたは第三者の名誉、プライバシー、信用または財産権等の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (9) 法令、条例等に違反する行為もしくは公序良俗に反する行為
- (10) セレンディップが定めるユーザマニュアル等の一般的取扱方法またはセレンディップが通知する本サービスの利用上の制限事項に違反する行為
- (11) セレンディップが提供する本サービスの運営を妨げる行為
- (12) 本サービスを日本国外で利用する行為
- (13) 前各号の趣旨に照らし、セレンディップが不相当と判断した行為

## 第 13 条 (アクセス権)

お客様は、セレンディップが技術的な問題の解決のため、またはお客様からの要望に基づくソリューションを提供するために、お客様による所定の手続後、お客様のユーザアカウント

を利用して、本サービス（お客様のデータを含みますがこれに限られません）にアクセスすることがあることに同意するものとします。なお、お客様の依頼によってサポートポリシーを超える対応をセレンディップが行った場合、お客様は、当該対応に係る費用をセレンディップに対して支払うことを同意するものとします。

#### 第 14 条（お客様のデータの利用等）

1. お客様は、本サービスの契約期間において、お客様および利用ユーザが本サービスに保存したすべてのデータおよび情報（以下「保存データ」といいます）について、バックアップを取っておくなど、セレンディップの設備の故障その他の理由によるデータの消失に備え、自らの責任と費用で必要な措置をとるものとします。
2. お客様は、本データの返却が必要な場合、本契約（無料トライアルを除く）の終了後の翌日から 30 日間（以下「返却期間」といいます）において、本サービスから本データをダウンロード等で保存するものとします。セレンディップは、返却期間経過後で、かつ、本契約の終了後 180 日以内に保存データを消去もしくは削除するものとします。お客様は、保存データの保管、削除、バックアップ等に関して、お客様または第三者に損害が生じた場合でもセレンディップが一切の責任を負わないことにつき、同意するものとします。
3. セレンディップは、お客様の同意を得ることなく、サーバの故障・停止時の復旧に備えて保存データおよび本サービスに記録されるログ等のデータを任意でバックアップできるものとします。
4. セレンディップは、次の目的に照らし必要があるとセレンディップが判断した場合を除き、保存データに対し、監視およびアクセスを行うことはありません。
  - (1) サービスシステムの安全な運営のため。
  - (2) 本サービスまたは本サービスのシステム上の問題を防止するため。
  - (3) 本サービスの技術サポート上の問題に関連してお客様からセレンディップに要請があった場合に、当該サポート上の問題を解決するため。
5. セレンディップは、お客様の承諾を得ることなく、保存データを開示・公開することはありません。ただし、次に掲げる場合に該当するとセレンディップが判断した場合には、お客様の承諾なく、全部または一部の保存データを開示・公開することがあります。
  - (1) 法令に従った要請（捜査関係事項照会書による要請を含む）や法令の事務上必要とされる場合。
  - (2) セレンディップ、または第三者の権利を保護するために必要な場合。
6. 本サービスの一部として、セレンディップの提携先企業（本サービスに含まれる情報・コンテンツの提供元である企業等を指すがこれに限られない。以下「提携先」という）のサービス（以下「当該サービス」といいます）と連携する場合があります。お客様が



当該サービスを含む本サービスを利用する場合には、セレンディップは、次条にかかわらず、当該サービス利用に関するデータ（当該サービスの利用実績を含むがこれに限られない）を提携先に提供できるものとしします。

7. セレンディップは、本サービスの提供、品質向上、利用環境の性能向上、お客様からの問い合わせ対応のため、お客様のアクセスログを利用することがあります。

## 第 15 条（秘密保持）

1. 本契約において秘密情報とは、一方当事者（以下「開示者」といいます）が、その形態および媒体にかかわらず、相手方（以下「受領者」といいます）に開示するすべての非公開の情報で、開示の形式にかかわらず、秘密と指定されたか、または情報の性質および開示の状況に鑑みて、秘密であると合理的に理解されるべきものをいうものとしします。なお、秘密情報には、次の情報が含まれますが、それらに限定されず、かつ次の情報には秘密である旨の指定を要さないものとしします。
  - (1) 本契約の条件
  - (2) 開示者の事業、マーケティング計画、テクノロジーおよび技術情報、製品設計、財務情報およびビジネスプロセス
  - (3) 本サービス
  - (4) お客様のデータ
2. 次に該当する情報は、その該当する範囲内において秘密情報とはみなされないものとしします。
  - (1) 開示者に対する義務の違反なく、公知であるかまたは公知となった情報
  - (2) 開示者に対する義務の違反なく、また秘密保持義務またはその他の制限を受けることなく、開示者による開示前に受領者が知っていた情報
  - (3) 開示者に対する義務の違反なく、また秘密情報を参照せずに、受領者が独自に開発した情報
  - (4) 開示者に対する義務の違反なく、また秘密保持義務またはその他の制限を受けることなく、受領者が第三者から受領した情報
3. 次項および第 5 項を条件として、また開示者が明示的に書面で別段の同意をした場合を除き、受領者は次の義務を負うものとしします。
  - (1) 本契約に基づく受領者の義務を履行するために必要な範囲でのみ、開示者の秘密情報を使用すること
  - (2) 開示者の秘密情報を、受領者の取締役、役員、代理人、従業員、再委託業者およびその従業員に対してのみ、受領者が本契約に基づく義務を履行し、権利を行使するために必要な範囲でのみ開示すること
  - (3) 契約期間中およびその終了後 2 年間、善良な管理者の注意義務をもって、開示者の秘密情報の秘密性を厳重に保持して、開示者の秘密情報の不正な使用または開示

を防止すること

- (4) 受領者が開示者の秘密情報を開示した者が、上記①②および③の各号に定める要件および制限事項を遵守し（次項および第 5 項を条件とする）、雇用または秘密情報の受領の条件として、少なくとも本契約に定めるものと同様に厳格な秘密保持義務に服することを確認すること。
4. 前項に定める制限事項にかかわらず、受領者は、管轄権および権限を有する裁判所または行政機関の有効な命令または適用ある法令により要求された場合には、開示者の秘密情報を開示できるものとします。ただし、受領者は、開示者に当該開示について合理的な事前通知（法的に許容される限り）を行い、開示者の要請に基づき、開示者の費用で、開示者を合理的に支援して、開示者の秘密情報の将来の開示もしくは使用を防止もしくは限定する命令またはその他の救済を得るものとします。
5. 第 3 項に定める制限事項にかかわらず、受領者は、開示者の秘密情報を、自己の法律、会計、財務の専門家に対して、真正な法令、会計、税務上の目的に必要な限度で開示できるものとします。ただし、開示者は、それらの者が第3 項の(①②)および③各号に定める要件および制限事項を遵守することを確認するものとします。
6. 各当事者は、個人情報およびプライバシー保護に関する法令を遵守し、また自己の取締役、役員、代理人、従業員、開示者が承認した再委託業者およびその従業員が遵守することを確認するものとします。
7. 各当事者は、受領者が本条の条項の何れかに違反したまたは違反するおそれがある場合には、損害賠償は開示者にとって十分な救済ではないこと、従って、開示者はその他の自己に可能な救済に加えて、当該違反または違反の虞に対する差止命令による救済を求める権利を有することに同意するものとします。
8. 本契約の満了時、解除時、解約時またはそれ以前の時における開示者の書面による要請に基づくもののほか、受領者は以下の義務を負うこととします。
  - (1) 形態または媒体の如何を問わず、すべての開示者の秘密情報並びに当該秘密情報を含むすべての文書、記録、データおよび資料のすべての原本および複製物で、受領者の所有または管理下にあるものを、開示者の指示に従い、速やかに開示者に引き渡し、もしくは、廃棄または消去するものとします。
  - (2) 受領者が開示者の秘密情報を提供したすべての者に、本項を遵守するよう要請するものとします。上記にかかわらず、本契約満了、解除または解約による本サービスの終了後のお客様のデータの返還または廃棄に関するセレンディップの義務については、前条第 2 項にのみ準拠するものとします。

## 第 16 条（本サービスの一時中断・停止等）

1. セレンディップは、次の各号のいずれかに該当する場合その他各号に準ずる状況が認められる場合には、本サービスの全部または一部を一時的に中断もしくは停止することが

できるものとし、これに対し何らの責任も負担しないものとしします。なお、この場合、セレンディップは、その事由の発生から 6 時間以上前までに本サービスが停止される時期をお客様に対し通知するものとしします。ただし、緊急でやむを得ない事由の場合はこの限りではないものとしします。

- (1) サービスシステムの保守・工事等の計画停止、障害またはその他やむを得ない事由がある場合
  - (2) 電気通信事業者が電気通信業務を中断・中止した場合
  - (3) セレンディップの合理的管理を超える状況（不可抗力、統治行為、洪水、火災、地震、暴動、テロ行為、ストライキその他の労働争議）が発生した場合
  - (4) セレンディップの設備に不正アクセス等がなされた場合、または不正アクセス等が行われていると疑われる場合
  - (5) 当該サービスを提供する提携先が別途中断・停止等の事由を定め、当該事由が生じた場合
  - (6) 本サービスの適切な運用をする上でセレンディップが本サービスの一時中断もしくは停止が必要と判断した場合
2. 前項のほか、セレンディップは、天災・事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの全部または一部を中断または停止する措置をとることができるものとし、これらに対し何らの責任を負わないものとしします。
3. セレンディップは前二項の規定により、本サービスを中断または停止しようとするときは、あらかじめ実施期日および実施期間をセレンディップが定める方法でお客様に通知します。ただし、通知が事実上不可能な場合および緊急やむを得ないと判断した場合には、セレンディップはお客様へ通知することなく本サービスを中断または停止することができるものとしします。

## 第 17 条（お客様の事由による本サービスの中断・停止）

1. セレンディップは、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合その他次の各号に準ずる状況が認められる場合は、期間を定めてお客様に対する本サービスの一部または全部の提供を中断または停止できるものとし、これに対し何らの責任も負担しないものとしします。
  - (1) 本サービスの利用申し込み、その他セレンディップ所定の手続に際して虚偽の事項を記載したことが判明したとき
  - (2) 第 12 条（制限事項）のお客様の義務の規定に違反したとき
  - (3) 仮差押、仮処分、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開

- 始、特別清算開始の申立を受けたとき、または自ら申立をしたとき
- (4) 公租公課の滞納処分、強制執行、その他公権力による処分または手形交換所の取引停止処分のいずれかを受けたとき
  - (5) 監督官庁より、営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取り消し処分を受けたとき
  - (6) 営業の廃止もしくは変更または解散の決議をしたとき
  - (7) 支払の停止、私的整理の開始など経済的信用状態の悪化を示す事由があったとき、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
  - (8) 前各号に掲げる場合のほか、本約款に違反する行為でセレンディップの業務の遂行またはセレンディップのサービスシステムに支障を及ぼすおそれがある行為をしたとセレンディップが判断したとき、または、お客様の本サービスの利用態様が、セレンディップまたは他のお客様の利益を損なう恐れがあるとセレンディップが判断し、その利益保全のために他にとり得る効果的な手段がないとき。
2. セレンディップは前項の規定により、本サービスを中断または停止しようとするときは、あらかじめ実施期日および実施期間をセレンディップが定める方法でお客様に通知します。ただし、通知が事実上不可能な場合および緊急やむを得ないと判断した場合には、セレンディップはお客様へ通知することなく本サービスを中断または停止することができるものとします。
  3. 本条に基づく本サービス提供の中断または停止の期間が 30 日を越えた場合、セレンディップは保存データの消失等について責任を負わないものとします。

## 第 18 条（お客様の責任）

1. 本サービスの利用に関連するあらゆる法律、条約、規則、あるいは規制について、お客様は遵守する責任があるものとします。
2. お客様は、ユーザアカウントの無断使用、もしくは情報セキュリティ違反あるいはその疑いがあることを発見した場合、直ちにセレンディップに連絡するものとします。また、本サービスを構成するソフトウェアやコンテンツ、ドキュメントのコピーや頒布行為あるいはその疑いがあることを発見した場合、直ちにそれらの行為を中止させるよう最善を尽くすことに同意するものとします。なお、セレンディップは、お客様の通信もしくはデータへの第三者による無断アクセスもしくは改変、お客様が本サービス上で送信もしくは受信される情報（セレンディップが実際に受信したかどうかにかかわらず）、データ、またはお客様が行った本約款の違反に基づく結果について、一切責任を負わないものとします。
3. 本契約に別途定めがある場合を除き、お客様は、本サービスの利用に関して第三者との間で生じた紛争等は自己の責任と費用において解決し、セレンディップまたは第三者に迷惑をかけず、何らの損害を与えないものとします。

4. お客様が本約款の各条の一に違反した場合、本契約に別途定めがある場合に加え、セレンディップは直ちに本サービスの停止および本契約の解約ができるものとし、かつ、その結果セレンディップに損害が生じた場合、セレンディップはお客様に対して損害賠償を請求できることを承諾するものとします。

## 第 19 条（無保証および免責）

1. 本サービスは、現状有姿のまま提供されるものであり、お客様は自己の責任において利用するものとします。セレンディップは、本サービスに関して、商品性、信頼性、適時性、品質、互換性、特定目的への適合性、真実性、常に使用可能であること、正確性および完全性、エラーまたは欠陥が修正されること、利用可能にするサーバにウィルスその他の有害な要素がないこと等について一切保証をいたしません。また、いかなる仕様変更の義務も負いません。
2. インターネットは、データ通信量などにより制限されたり、遅れたりすることがあることをお客様は同意するものとします。
3. セレンディップは、保存データについていかなる理由において破損または消失してもお客様または第三者に対して一切の責任を負わないことをお客様は同意するものとします。また、前項による遅延や遅延による保存データの破損または消失等についてもセレンディップは一切責任を負わないものとします。
4. セレンディップは、以下の損害については責任を負わないものとします。
  - (1) 天災地変、騒乱、暴動などの不可抗力に起因してお客様に生じた損害
  - (2) セレンディップの設備に接続するためのインターネット接続サービスの不具合などお客様の通信環境の障害に起因してお客様に生じた損害
  - (3) 第三者の提供する電気通信役務の不具合に起因してお客様に生じた損害
  - (4) 本サービスの提供にあたり用いられているセレンディップの設備などへの第三者による不正アクセスまたは通信経路上における傍受で、善良なる管理者の注意をもってしても防ぐことができないものに起因してお客様に生じた損害
  - (5) セレンディップが製造したものではないハードウェアまたはセレンディップが制作したものではないソフトウェアおよびデータベースに起因してお客様に生じた損害
  - (6) 権限のある行政機関等の命令または法令に基づく強制的な処分に起因してお客様に生じた損害
  - (7) その他セレンディップの責めに帰すべからざる事由に起因してお客様に生じた損害
5. セレンディップは、本サービスにおいて、お客様の便宜として、リンクを提供することがあります。セレンディップは、それによりリンクされるインターネット上のいかなるサイトあるいはサイトから利用可能なコンテンツ、製品その他の内容について一切責任

を負わないものとします。

## 第 20 条（責任の限定）

1. いかなる場合も、本契約に起因し または本契約に関連するセレンディップの責任は、契約責任、不法行為責任、またはその他の責任理論に基づくものかを問わず、自己に帰責される事由により直接お客様に発生した通常かつ現実の損害について賠償責任を負い、かつ、その範囲は本契約に基づきセレンディップが受領した利用料金の直近 6 カ月分（初年度費用その他料金を含まない）を超えないものとします。
2. セレンディップは、お客様に対して、いかなる逸失利益もしくは逸失収益、間接、特別、偶発的、結果的、補填または懲罰的損害についても、原因の如何を問わず、契約、不法行為またはいかなる責任の理論に基づく場合でも、またその当事者が当該損害の可能性を告げられていた場合もしくは予見すべきであった場合であっても、責任を負わないものとします。上記の免責は、適用ある法令によって禁じられている場合には、適用されないものとします。

## 第 21 条（解除）

1. セレンディップは、お客様につき次の各号の事由が生じたときは、何らの通知・催告なく、本契約を解除することができるものとします。
  - (1) 本約款の各条項の一に違反し、当該違反を是正するために相当期間を定めた催告後も是正されないとき
  - (2) 仮差押、仮処分、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立を受けたとき、または自ら申立をしたとき
  - (3) 公租公課の滞納処分、強制執行、その他公権力による処分または手形交換所の取引停止処分のいずれかを受けたとき
  - (4) 監督官庁より、営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取り消し処分を受けたとき
  - (5) 営業の廃止もしくは変更または解散の決議をしたとき
  - (6) 支払の停止、私的整理の開始など経済的信用状態の悪化を示す事由があったとき、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
  - (7) 本約款に著しく違反し、または信頼関係を破壊する行為をしたとき
2. 前項の解除は、セレンディップからお客様に対する損害賠償の請求を妨げません。また、お客様が前項各号の一に該当した場合、セレンディップに対して負担するすべての債務につき期限の利益を喪失するものとします。
3. 第 1 項に基づき契約を解除した場合、セレンディップは、お客様から既に受領した本サービスの料金の返還義務（販売代理店を経由した場合は販売代理店に対してお客様が支払済みの料金を含む）を負わないものとします。

## 第 22 条（反社会的勢力との関係を理由とする契約解除）

1. お客様およびセレンディップは、自己または自己の役員もしくは自己の従業員が、現時点において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係を有すること。
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. お客様またはセレンディップは、前項の表明・確約に反して、相手方または相手方の役員もしくは従業員が暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を即時解除することができるものとします。
3. 前条第 2 項および第 3 項の規定は、前項によりセレンディップが本契約を解除した場合に準用されるものとします。

## 第 23 条（本サービスの終了）

1. お客様が本約款に違反した場合、セレンディップは、その裁量により、お客様のユーザーアカウントを無効にし、あるいは本サービスの使用を停止、終了させ、本サービス内のデータの削除および廃棄をすることがあります。
2. セレンディップは、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
  - (1) 廃止日の 2 か月前までにお客様に通知した場合
  - (2) 天変地異などの不可抗力によって本サービスを提供できなくなった場合

## 第 24 条（お客様による補償）

お客様は、本サービスの違反利用もしくは本約款の違反により、あるいはこれと関連して発生する請求、費用、損害、損失、義務、出費（弁護士費用を含む）について、セレンディップを補償し、損害を生じさせないものとします。

## 第 25 条（第三者の権利侵害）

1. 本サービス内容あるいはその利用方法等が第三者の知的財産権その他の権利を侵害しまたは侵害したとして、第三者からお客様に対して裁判上または裁判外の請求がなされた場合、お客様は、セレンディップ（およびセレンディップが指定する第三者）に対して、速やかに当該請求の事実および内容を通知し、当該第三者との交渉または訴訟の遂行に関して実質的な参加の機会およびすべての決定の権限（弁護士等の選任の決定を含むがこれに限られない）を与えるものとします。また、お客様がセレンディップにとって必要な協力をするを条件として、セレンディップは、自らの費用と責任において当該請求につき解決するものとし、また、これにより生じたお客様の損害を合理的な範囲で賠償するものとします。
2. 前項の請求原因が、セレンディップの責に帰すべからざる事由である場合、セレンディップは、前項の責任を負担しません。

## 第 26 条（約款の変更）

セレンディップは、本約款または本サービスの内容をいつでも変更することができるものとします。本約款または本サービス内容を変更する場合、セレンディップは、お客様に対して、セレンディップのホームページ等において、変更時期、変更後の約款内容を掲示するものとし、また、本サービスのお客様の管理者に対して電子メール等の電磁的方法などによる通知をするものとします。この場合、当該変更時期以降に本サービスを利用したときに、お客様は変更同意したものとみなします。

## 第 27 条（再委託）

セレンディップは、本サービス提供に係る業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。この場合、セレンディップは、自らの責任と負担により再委託し、当該再委託先に本約款に基づく一切の義務を遵守させるものとします。

## 第 28 条（フィードバック等）

セレンディップは、お客様が、本サービスの運用に関して提供するすべての提案、改善の要請、提言またはその他のフィードバックを利用し、または本サービスに組み込むことができる、無償、全世界的、譲渡可能、サブライセンス可、取消不能の永続的ライセンスを有するものとします。

## 第 29 条（存続条項）

第 9 条（財産権）、第 12 条（制限事項）、第 13 条（アクセス権）、第 14 条（お客様のデータの利用等）、第 15 条（秘密保持）、第 18 条（お客様の責任）、第 19 条（無保証および免責）、第 20 条（責任の限定）、第 24 条（お客様による補償）、第 25 条（第



三者の権利侵害)、第 28 条 (フィードバック等)、第 30 条 (一般条項) は本契約の満了、解除または解約による終了後も存続するものとします。

### 第 30 条 (一般条項)

1. 本約款は、いかなる法域の抵触法の規定にかかわらず、日本国の法律に準拠するものとします。
2. 本約款または本サービスに関連する一切の紛争、訴訟、請求および訴因については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本約款に別段の記載がある場合もしくはお客様とセレンディップの両者捺印形式の書面により明示的に本約款の各条項を変更するもしくは本約款に条項を追加する合意を除き、注文書や印刷されたフォームもしくはドキュメントの文字や情報の記載は、本約款の条項、条件に追加および変更を加える効力を有しません。
4. 本約款の条項のいずれかが、管轄を有する裁判所により無効または強制不能と判断された場合には、当該条項は、無効または強制不能とされた条項の意向をできるだけ反映する内容で解釈され、他の条項は有効に存続するものとします。
5. 本約款または本サービスの利用を理由に、お客様とセレンディップ間のジョイント・ベンチャー、パートナーシップ、雇用および代理店関係が発生するものではありません。また、セレンディップが本約款の権利および条項を強制しなかった場合でも、セレンディップが書面によって同意しない限り、当該権利および条項を放棄したことにはなりません。
6. 本約款は、本約款に別段の記載がある場合を除き、本約款の対象についてのお客様とセレンディップの間のすべての合意を構成するものであり、文書、口頭を問わずあらゆる事前および同時の交渉、議論、合意に優先するものとします。
7. お客様およびセレンディップは、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約により発生する権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または承継させてはなりません。
8. お客様およびセレンディップは、本サービスの利用および運用にあたり、日本国の輸出管理に係る法令を遵守するものとします。
9. お客様は、お客様と販売代理店等の第三者 (以下「当該第三者」といいます) との間において本サービスを契約(売買契約、リース契約等を含むがこれに限られない)の対象物とした場合であっても、本サービスに関する一切の請求・紛争等については、お客様とセレンディップの間で本契約の条件において解決するものとし、セレンディップは本契約に記載された事項を除きいかなる責任も負わず、お客様と当該第三者との合意はセレンディップに影響しないことを同意するものとします。

### 第 31 条 (他のプラットフォーム等に関する特則条項)

お客様が、本サービスのうち、他のプラットフォーム等と連携して利用される場合、以下の各条件が適用されます。

1. お客様は、連携サービスの利用に関して、当該他のサービスの提供元（以下「連携サービス提供元」といいます）が別途契約条件（約款、規約等の名称に限られません。以下「連携サービス契約条件」といいます）を定めている場合、連携サービス契約条件に承諾のうえ、またはお客様と連携サービス提供元との連携サービスに係る利用契約を締結する等により、利用する必要があります。お客様が連携サービス契約条件を承諾しない場合は、お客様は、当該他のサービスを利用することができません。また、連携サービス提供元が当該他のサービスをお客様に提供しない場合には、他のサービスとの連携に係る本サービスを利用できない場合があること、また、お客様が連携サービス提供元のシステムに保存したすべての電子的データおよび情報（以下「当該情報等」といいます）を連携サービス提供元のシステム外に送信する場合には当該情報等が連携サービス提供元のシステム外に送信されること、およびその範囲内で連携サービス提供元が当該情報等につき個人情報の保護、安全性または完全性につき責任を負わないことに同意するものとします。
2. 他のプラットフォームとの連携に係る本サービスは連携サービス提供元が提供するサービスと連携して提供されるものであり、お客様は連携サービス提供元とそれらのサービスに関する利用契約が必要となる場合があることに同意するものとします。
3. 連携サービス提供元が提供するサービスに関して、連携サービス提供元がお客様への対応のため、セレンディップに対してお客様の情報を提供することを依頼した場合、セレンディップは連携サービス提供元に対してお客様の関連情報を提供することをお客様は同意するものとします。
4. 他のプラットフォーム等と連携に係る本サービスは、セレンディップおよび連携サービス提供元間の契約に基づきセレンディップから提供されるものであり、当該契約が終了する場合本契約も終了するものとします。但し、セレンディップは、可能な限り事前にお客様に対して本契約終了を通知するものとし、事後の対応についてお客様と協議するものとします。

## 第 32 条（第三者利用）

1. セレンディップは、本約款をお客様が遵守することを前提として、お客様による本サービスの利用目的のために必要な範囲（但し、非商用目的であるものとします）で、お客様が第三者に対して本サービスを利用させることを許諾します（本サービスの利用が許諾された第三者を「対象者」といいます）。なお、非商用とは、お客様が第三者に対して本サービスを利用させるにあたり、第三者から何等の金銭その他の対価をお客様が得ない場合またはセレンディップが別途認めた場合をいいます。
2. 前項に基づき対象者が本サービスを利用する場合、お客様は対象者に対して本約款と同

等の条件を遵守させる義務を負い、かつ対象者による本サービスの利用につき一切の責任をセレンディップに対して負うものとします。なお、第三者による当該条件の違反はお客様による本約款の違反とみなすものとし、当該違反がある場合にはセレンディップは本サービスのお客様に対する利用許諾を終了させることができるものとします。

3. お客様が、本約款における日本国内限定での利用条件にかかわらず、本約款に基づき本サービスを日本国外の第三者に利用させる場合、日本国外での当該第三者の利用に関して条約・法令（輸出関連の法令および日本国外の現地法令を含むがこれらに限られない。以下同じ）の適用がある場合は当該条約・法令を遵守し、かつ対象者に遵守させること、また、当該条約・法令によってセレンディップに万が一損害が生じた場合は、お客様がその賠償責任をセレンディップに対して負うものとします。
4. セレンディップは、第三者に対して本サービスを利用する場合に必要となる各種コンテンツ（マニュアルを含むがこれに限らない）および本サービスに関する情報（障害等の情報を含むがこれに限らない）の提供の義務を負わないものとし、お客様がお客様の責任において対象者に提供するものとします。お客様は、本サービスに関して第三者からセレンディップに対し直接技術サポートの提供を依頼された場合でも、セレンディップはそれに応じないことを承諾します。

### 第 33 条（物品の貸借）

お客様は本サービスの利用を目的としてセレンディップより機材または物品を借用（以下「本借用物」といいます）する場合、以下の各条件が適用されます。

1. 借用の際は物品借用申請書から申し込みください。その際、本約款および遵守事項の内容を必ず熟読ください。
2. 借用期間は、物品借用申請書に記載された期間までとします。
3. 本借用期間の満了前においても、セレンディップにその必要があるときは、1 か月前にお客様に予告することにより、本借用物の貸出を終了できるものとします。
4. お客様は、本借用物を本サービスの利用にのみ使用することとし、それ以外の用途に使用しないことを承諾します。
5. お客様は、セレンディップの承諾なく、本借用物を第三者に使用、収益させないことを承諾します。
6. お客様は、常に善良なる管理者の注意義務をもち、その用方にしたがって本借用物を使用することを承諾します。
7. 本借用期間における本借用物の通常が必要費（修繕費及び補修費を含む）は、すべてお客様が負担するものとします。
8. 本契約が終了した場合、お客様は、1 か月以内に本借用物を原状に復してセレンディップに返却するものとします。
9. 本借用物の返却方法及び返却場所は、セレンディップが別途指示するものとします。

10. お客様が、その責に帰すべき事由により本借用物を滅失又は毀損したときは、セレンディップは直ちに、セレンディップが被った損害の賠償を、お客様に対して請求することができるものとします。

以上

2023年1月1日制定